

雲南市告示第 398 号

下記の物件について一般競争入札による調達を行うので、雲南市契約規則（平成19年雲南市規則第3号。以下「契約規則」という。）第5条に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 24 日

雲南市長 石 飛 厚 志

記

1. 担当部局 雲南市こども政策局こども政策課（Tel0854-40-1044）
2. 物件の名称 子育て支援センター自動体外式除細動器（AED）リース
3. 納入場所 雲南市加茂町加茂中地内 加茂子育て支援センター
雲南市木次町里方地内 木次子育て支援センター
4. 納入期限 令和 8 年 11 月 30 日（月）
5. 入札参加要件

（1）島根県内に本社又は営業所を有している事業者で、令和 8～9 年度雲南市物品の売買、借入等に係る入札参加資格者名簿「14. リース・レンタル」「(8) 医療機器・福祉用品」に登録されていること。

（2）その他参加要件

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 雲南市における市税の滞納がない者であること。
- ウ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、国、島根県、雲南市のいずれからも指名停止処分を受けていないこと。
- エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6. 参加の申請

入札に参加を希望する者は、別紙様式「一般競争入札参加申請書」にて令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時までにこども政策局こども政策課へ申請すること。

また、申請書にはカタログ等製品の仕様が確認できるものを添付すること。

7. 物件の仕様等

別紙「子育て支援センター自動体外式除細動器（AED）リース 仕様書」のとおり

8. 支払の条件

月額リース料を納品検査に合格した日の属する月の翌月より毎月支払（60 月）

9. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年10月13日(火)10時00分(入札後即時開札)
- (2) 入札場所 雲南市役所 2階 205会議室

10. 質疑及び回答方法

質疑事項がある場合は、令和8年10月5日(月)17時までに、こども政策局こども政策課に対して書面で提出すること。回答は令和8年10月6日(火)17時までに、雲南市ホームページに掲載する。

11. 入札方法等

- (1) 入札は、所定の様式による入札書を作成し、封筒に入れて提出すること。
- (2) 入札金額は、物件調達費用(2セット計)、リース手数料等を含む総額を支払回数(60回)で除した金額(月額、税別)を記載すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (5) 入札回数は、3回とする。
- (6) 代理人をもって入札する場合は、委任状(任意様式)を提出すること。なお、入札者又はその代理人は、入札に際し同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
- (7) 入札保証金は免除する。

12. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札に関する条件(本件公告文、雲南市契約規則等参照)に違反した入札

13. 契約保証金 免除する。

14. 契約について

本件については、落札業者と市が納入契約を締結し納品及び納品検査を実施し、リース契約については落札業者が指定するリース会社と市が直接リース契約を締結することも可能とする。

なお、この場合においても本案件リース契約のリース料支払いに係ること以外はすべて落札業者に対応を求める。

15. 契約の解除

本物件の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である。この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る雲南市の歳出予算の削減又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除する場合がある。

16. その他詳細不明の点については、こども政策局こども政策課に照会すること。